

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は会社Aに雇用され、派遣労働者として勤務していたが、平成○年○月○日派遣先の会社Bにおいて段ボールを加工する機械をウエスにより清掃中、ベルトにウエスが巻き込まれ右手指を挟まれ負傷した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、受傷後、C病院に受診し、「右環指末節骨骨折、右環指圧挫創」（以下「旧傷病」という。）と診断され、その後、D整形外科医院に転医して療養の結果、平成○年○月○日に治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、本件審査請求は請求期間を徒過した不適法なものであるとして、平成○年○月○日付けでこれを却下したので、請求人は、この決定を不服として当審査会に再審査請求をし、当審査会は、平成○年○月○日付けでこれを却下する裁決をした。

今般、請求人は、平成○年○月○日からEクリニックに受診し「複合性局所疼痛症候群（2型）」（以下「本件傷病」という。）の傷病名により加療し、同傷

病は旧傷病が再発したものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件傷病は旧傷病が再発したものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたところ、審査官は平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病は旧傷病が再発したものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成○年○月○日に治ゆと認定され、治ゆ後の残存する障害について、請求人は自覚症状として、右第4指屈側の痛み、伸展障害等を訴え、また、他覚的に右第4指末節骨先端の骨折が認められることから、監督署長は、請求人に残存する障害は障害等級第12級に該当するものとして、同等級相当額の障害補償給付を支給したことが認められる。

しかし、請求人は、平成○年○月○日からEクリニックにおいて本件傷病名により加療し、療養補償給付及び休業補償給付の請求に及んだものである。

(2) 労災保険制度においては、業務上の傷病が療養の結果いったん治ゆした後に再発した場合、保険給付の対象となるが、それが原傷病の再発であると認められるためには、①原傷病と再発であるとする新傷病との間に医学的にみて因果関係が必要であり、その上で②原傷病治ゆ時の症状に比し、新傷病発症時の症状が増悪しており、かつ、③治療効果が期待できるものでなければならないと

されていることから、以下検討する。

(3) 請求人の症状等についての各医師の意見等は、次のとおりである。

ア 本件請求にかかるEクリニックでの療養内容等についてみると、請求人は、本件事故により負傷した右手のみならず、左手指の痛み、発汗異常、運動機能障害等を訴えており、F医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「複合性局所疼痛症候群（2型）」と診断し、同診断の根拠として、「右第4指末節骨骨折・右第4指挫創による末梢神経損傷後に痛み、発汗異常、灼熱痛の症状が発症したため。」と述べているが、同診断は、請求人の自訴によるもののみであり、他覚的な検査は行われていない。

イ G医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、複合性局所疼痛症候群（2型）であるならば、神経損傷を伴って発症するもので、請求人には受傷時の神経損傷の記載はなく、症状固定後3年経過において発症することは考えにくい。さらに、疼痛が右手全体及び健側の左手まで及ぶとは理解できず、請求人の自訴をもって、複合性局所疼痛症候群（2型）の確定診断とはなり得ない。健側の手指にも出現していることより、当初の傷病とは別の私病によって発症した可能性が高い、と述べている。

ウ H医師は、平成○年○月○日作成の審査請求調査書において、要旨、F医師は自訴のみで診断しており、これでは左上肢の原因の説明もつかず、また、治ゆから3年以上経過しており、請求人の症状から、原因は私病と考えられ、負傷とは因果関係はない、と述べている。

エ 上記医証等から総合判断すると、請求人が受けた治療は、請求人の自訴に基づいたものであって、他覚的な症状の説明や、本件事故との相当因果関係を医学的に説明できるものではなく、前記（2）の要件を満たすものではないことから、本件傷病は旧傷病が再発したものと認めることができない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。